

二月三十一日勤解書を提出せらるる旨の旨
書に書不換へ提出せし
合資会社深造社印
ハ休業中である旨を提出せし
要する旨は届出を提出し
ハ何れもその旨を提出せし

ハ休業中である旨を提出せし
要する旨は届出を提出し
ハ何れもその旨を提出せし

五日曜日祭日等の出勤は五割増とすること
退職手当の割増

一年未満は多分日一ヶ月以上多分一年未満は
五年以上は一ヶ月を超過する毎に四割を計算すること

七 解雇手当の割増
八 退職手当の割増
九 休業期間の割増

一週回分を支給すること
十 疾病及び傷害手当の改正

十一 医療費全額及び労働し得る期間に付しは金銭賠償も
支給すること 十二 醫師の選定は本人の自由を尊重すること

工 右二月三十一日正午までに回答せられし
右要請不承認
大正十四年三月三十一日
日本労働南東鉄工組合 労働同盟
深造社従業員一同

合資会社深造社印

争議中の事件に因り既報に依り
首尾知らせられしに依り、少くも争議の息を止せしめんとす

F